

商品概要説明書

積立式定期貯金＜エンドレス型＞

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

商 品 名	・ 積立式定期貯金＜エンドレス型＞
ご利用いただける方	・ 個人のみ
期 間	・ 積立期限には定めがありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 自動振替により、1 か月、2 か月、3 か月、6 か月のいずれかの積立周期により預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。 ・ 預入時のお申し出により、最大 6 回まで増額月を設定できます。 ・ 1 回あたり 1 円以上 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利 息 (1) 適用金利 (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。 ・ 払戻時に一括して支払います。 ・ 期日指定定期貯金の計算方法を適用します。 ・ 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。 ※ 平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・ 総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率) ・ 個人のお客さまはマル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、各定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店または金融共済部資金課 (電話：0187-86-0862) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所 (電話：03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部資金課または J A バンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会 (J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる 事項	—

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 秋田おばこ